

< 概要版 >

「こうのとりのゆりかご」 が問いかけるもの

～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～

平成21年11月26日
こうのとりのゆりかご検証会議
(事務局：熊本県少子化対策課)

※概要版は、事務局において最終報告
の内容を要約、説明したものです。

【最終報告の内容と構成】

- 「このとりのゆりかご」は、平成 19 年 5 月 10 日に運用が開始されたが、熊本県では、ゆりかごをめぐる課題を明らかにするため、「このとりのゆりかご検証会議（座長：柏女霊峰）」を設置し、以来 10 回の会議を開催し議論を重ね、その集大成として最終報告をとりまとめた。
- 最終報告は、ゆりかごに関して広く社会的な議論がなされることを期待して、その内容を公表するものである。
- 最終報告では、「このとりのゆりかご」の運用実態とそれらに深く関連する事項について整理し、ゆりかごが提起する諸課題について検討を行った。また、網羅的に課題解決のための方向性を提示し、ゆりかごを全体的に評価したうえで、考え得る対応策として、関係機関への提言と要望をまとめた。さらに、当検証会議の考え方について全体のとりまとめを行った。
- 全体は、9つの章（序章から第8章）と資料編からなる。

＜参考：資料編目次＞

1. 「このとりのゆりかご」の利用状況に係る統計資料
2. 妊娠に関する悩み相談 3 機関比較
3. ゆりかごに類似した各国の制度と取組一覧
4. 相談窓口広報カード
5. ゆりかごの外観（平成 21 年 10 月 20 日現在）
6. 慈恵病院ホームページ

＜検証会議委員名簿＞

◎座長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	児童福祉、児童心理
	奥山真紀子	国立成育医療センターこころの診療部長	小児精神保健
	高木 絹子	弁護士	法律
	田中 昭子	あゆみ保育園 主任保育士	保育
	恒成 茂行*	熊本大学名誉教授	法医学
	弟子丸元紀	益城病院医師	精神医療
	山縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授	社会福祉、児童福祉
	良永彌太郎	熊本大学法学部教授	社会保障法学

※座長以外は、「あいうえお」順

* 恒成茂行委員におかれては、平成 20 年末から病氣療養中のところでしたが、平成 21 年 8 月 27 日に逝去されました。検証会議の一員として、多くの貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げ、謹んで哀悼の意を表します。

◇ 事務局・熊本県少子化対策課 ◇

熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 電話 096 (333) 2225

※当検証会議は熊本県が設置し、熊本県と熊本市が共同で運営している。

<審議の主な経過>

事前会議	19年10月15日	論点項目の議論	東京都内
事前会議	11月9日	論点項目の議論	熊本県庁
第1回会議	11月30日	スケジュールおよび論点項目の議論	熊本県庁
意見聴取	20年1月～2月	書面による検証委員の意見聴取	—
実地調査	3月13日	(対応) 蓮田太二副院長、田尻由貴子看護部長	慈恵病院
第2回会議	3月13日	論点項目に関する議論	熊本県庁
関係者聴取	6月30日	(対応) 特別養子縁組関係者・大羽賀秀夫氏	熊本県庁
第3回会議	6月30日	論点項目に関する議論	熊本県庁
第4回会議	8月11日	中間とりまとめ案の議論	熊本県庁
中間報告の公表	9月8日	「中間とりまとめ」の県への報告と公表	熊本県庁
第5回会議	11月17日	論点項目に関する議論	熊本県庁
意見聴取	21年1月	書面による検証委員の意見聴取	—
ヒアリング	3月13日	(対応) 蓮田太二副院長、田尻由貴子看護部長	熊本県庁
第6回会議	3月13日	論点項目に関する議論	熊本県庁
第7回会議	6月1日	論点項目に関する議論	熊本県庁
意見聴取	7月	書面による検証委員の意見聴取	—
第8回会議	8月28日	論点および最終報告素案に関する議論	熊本県庁
意見聴取	9月	最終報告素案に対する検証委員の意見聴取	—
第9回会議	10月15日	最終報告案の議論	熊本県庁
意見聴取	10月	最終報告案に対する検証委員の意見聴取	—
第10回会議	11月16日	最終報告案の議論	熊本県庁
最終報告の公表	11月26日	県への報告、記者会見	熊本県庁

序 章

【序章の主な内容と要点】

- 序章では、最終報告の基本的な考え方を示すとともに、検証の役割分担、審議の経過、特に留意した事項、検証の対象期間、ゆりかご事例に関する記述の考え方、検証の方法など、検証を進めるにあたっての基本的な事項を記載した。
- 序章の要点は、次のとおり。
 - ・ 平成19年5月10日から平成21年9月30日までの期間のゆりかご事例を対象とした。
 - ・ ゆりかご事例の件数のほか、利用の背景など、諸課題を導き出した根拠として示す必要があると判断される事項については、できる限り記載した。

1. ゆりかごをめぐる検証について

当検証会議は、「このとりのゆりかご」をめぐる課題を明らかにすることを目的に、熊本県により設置された。平成19年11月以来審議を重ね、平成20年9月8日には、それまでの議論を整理した「中間とりまとめ」を公表し、その後、さらに議論を重ねてきた。この最終報告は、2年間に及ぶ当検証会議での議論の最終とりまとめである。

2. 検証の方法と内容について

- 検証を実施した項目は、大きく以下の3点である。
 - ・ 運用・利用状況（個別事例）の分析と評価。

なお、ゆりかご事例は、検証対象期間の51事例を対象とした。諸課題の根拠となる事例の背景などについては、子ども個人が特定されないように最大限の配慮をしながらも、できる限り記載した。
 - ・ 社会的課題・法制度上の課題の整理。

なお、ゆりかごの課題が多岐にわたっており、議論を進めやすくするため、(a) ゆりかごに預け入れる以前、(b) ゆりかごの運用面、(c) ゆりかごに預け入れられた子どもの援助の3つの段階に分けて整理した。
 - ・ 提言・要望の整理。

なお、課題の整理から導き出された事項について、都道府県の先駆的な取組なども参考にしながら検討し、国に対するもの、関係機関に対するものなど、検証会議として意見の一致を見た提言・要望について記載した。

第1章 ゆりかごについて

【第1章の主な内容と要点】

- 第1章では、ゆりかごが設置されるまでの経緯とゆりかごの仕組み、慈恵病院、熊本県、熊本市など関係機関における対応を記載した。また、ゆりかごに関連する内外の制度と取組についても考察を行った。
- 第1章の要点は、次のとおり。
 - ・ ゆりかごは、医療機関において、匿名で子どもを受け入れるための窓口として設置されたものである。ゆりかごに預け入れられた子どもは、現行法では医療機関で預かることはできず、児童福祉法など既存の制度の枠組の中で、その後の対応が行われる。
 - ・ ゆりかごの運用に関しては、慈恵病院において、事前の相談の呼びかけを強めるとともに、利用者と接触できた場合にはできる限り相談に持ち込むなど、匿名としない対応をする努力がなされている。
 - ・ ゆりかご運用等にかかる費用は、慈恵病院で年間1,150万円程度である。また、熊本県において、子どもの施設入所の措置費等として、19年度、20年度、21年度（9月末まで）で1億3千万円程度（国と県が2分の1ずつ負担）の費用を要した。
 - ・ ゆりかごに類似した制度は海外でも多数見られる。大まかに「ヨーロッパ型」「アメリカ型」「発展途上国型」の3種類に分類することができる。

1. ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

- 平成18年11月9日、熊本市島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「このとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。
- 遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取組などを参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画された。

(2) 医療法上の許可

- ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を、熊本市に提出した。
- 熊本市は平成19年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可した。なお、その際、「子どもの安全確保」「相談機能の強化」「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

2. ゆりかごの仕組みと対応

(1) ゆりかごの仕組み

① ゆりかごの設備

- ゆりかごの設備は、慈恵病院の建物1階にある一室の外壁に扉を付け、屋内に保育器を設置したもので、これにより外側から子どもを受け入れるものである。

- 子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、2階のナースステーションにいる職員が子どもを保護することとなっている。
- 預け入れる前に相談するよう呼びかけるため、平成21年1月からは、ゆりかごの扉部分の表示が、「赤ちゃんになにかをのこしてあげて」という内容から「扉を開ける前に、右側壁のインターホンを鳴らして相談してください」と変更された。

② ゆりかごの運用の変遷

- 平成21年1月下旬、病院のホームページについても変更された。時間の経過とともに、より相談業務と一体となった運用を前面に出すようになった。

③ 慈恵病院内での初期対応

- 子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、関係機関に連絡を入れる。
- 預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談に持ち込んでいる。

④ 病院からの連絡の法的位置づけ

- 慈恵病院からの熊本南署への連絡は棄児の第一発見者からの警察官への申告であり、熊本県中央児童相談所への連絡は要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

(2) 関係機関での対応

① 病院からの連絡を受けた後の関係機関の対応

- 警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪など、「事件性」がないか確認する。後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市長に申し出る。
- 熊本県中央児童相談所の職員が慈恵病院に駆けつけ、子どもの保護に当たる。
- 熊本市は、熊本南署からの棄児発見の申出を受ける。後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市長が子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。

② 熊本県中央児童相談所での対応

- 熊本県中央児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。
- 子どもの成育歴や家族環境などを把握するため、社会調査を実施する。
- 親が判明した場合には、居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとる。
- 親が判明しない子どもは、乳児院などへの入所措置など、「公の責任」の下で社会的養護の仕組みで対応される。

(3) ゆりかごの運営等にかかる費用

① 慈恵病院での設置・運営費用

- 慈恵病院でゆりかご設置に要した費用は、建物の改修関係および機械設備の費用が約450万円程度で、維持と医療費の一部等にかかる費用が年間350万円程度である。
- これに加えて、ゆりかご対応と24時間相談対応（電話および来所）のための人件費（助産師3名の輪番で対応）が年間約800万円程度となっている。

② 行政の対応にかかる費用

- 子どもの保護・援助の費用は、熊本県において、平成19年度は約3,490万円、平成20年度は約6,880万円、平成21年度は約2,640万円の負担があった。

3. ゆりかごに関連した内外の制度と取組

(1) ゆりかごに類似した各国の制度と取組

① ゆりかごに類似した海外での取組

- ゆりかごはドイツの「ベビー・クラッペ」を参考に構想されたものであり、海外では近年、類似の取組が多数見られる。海外での取組は、大まかに「ヨーロッパ型」「アメリカ型」「発展途上国型」の3種類に分類することができる。
- ヨーロッパ型では、ドイツ、チェコ、オーストリア、ベルギーなどがあるが、その特徴としては、子どもを預け入れるための箱（施設）を設置している点があげられる。
- アメリカ型では、各州法で、避難所に指定された病院等施設やその職員に子どもを直接手渡す方法がとられている。
- 発展途上国型では、南アフリカ、パキスタン、インドなどがあるが、いずれも貧困、宗教上の理由、慣習等の問題から主に民間団体が運営しているという特徴がある。

② ドイツの「ベビー・クラッペ」と日本のゆりかごとの比較

- 「ベビー・クラッペ」とゆりかごはいずれも匿名で子どもを預かる仕組みであるが、両者とも国内において法的な位置づけはなされていない。

(2) 日本での類似の取組

① 天使の宿

- 天使の宿は、昭和61年に群馬県内で「わらの会」により設置・運営された。6畳程度の無人のプレハブ小屋に子どもが預けられると、職員が引き取りに行く仕組みであった。
- 6年間に14人の子どもが預けられ、そこで養育されたが、当時、法整備等の議論は深まらなかった。子どもの死亡事故があり、平成4年に閉鎖された。

② ゆりかごとの比較

- 相談業務を併せて実施していること、公的な制度に引き継ぐこと、年間の利用件数が天使の宿の10倍ほどあることなどが、天使の宿と比較した場合のゆりかごの特徴（相違点）である。

第2章 ゆりかごの利用状況とその背景

【第2章の主な内容と要点】

- 第2章では、ゆりかごの利用状況と利用の背景や事情について明らかにし、総括するとともに、預け入れられた後の子どもの状況も記載した。
- 第2章の要点は、次のとおり。
 - ・ 検証対象期間（平成19年5月10日から平成21年9月30日）の約2年5か月の間、ゆりかごに51人の子どもの預け入れがあった。
 - ・ ゆりかご事例の中には、幼児の預け入れが2件あった。また、51件のうち親の居住地が判明した39件すべてが、熊本県外の事例であった。さらに、親が福祉専門職や教育職関係者である事例があった。障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった。
 - ・ 親が判明した39事例のうち、38事例について親の居住地の児童相談所にケース移管を行ったが、そのうち7事例が家庭引き取りとなった。
 - ・ ゆりかごの利用状況の総括としては、「広域からの利用がある」「自宅での専門家の立会いのない出産が多い」「祖父母が預け入れに来た事例が少なくない」「親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例がある」「孤立したまま、預け入れに来ている事例がある」「全体の7割強の事例で親の判明につながっている」ことなどである。

1. ゆりかごの利用状況と背景

(1) ゆりかごの利用状況

① 利用状況（子どもの預け入れの状況）

- 平成19年5月10日から平成21年9月30日までの約2年5か月の間に、51人の子どもの預け入れがあった。
- 子どもが預け入れられた時間帯は、18時から24時までが19件と全体の約4割を占めている。次いで、12時から24時の時間帯が約3割となっている。

② 子どもの状況

- 子どもの性別は、男児28人、女児23人となっている。
- 年齢区分は、生後1か月未満の「新生児」43人、生後1か月以上生後1年未満の「乳児」6人、生後1年以上小学生入学前の「幼児」2人であった。
- 子どもの健康状態については、異常のなかったものが47人、精密検査など何らかの医療行為を要するものが4人あった。

③ ゆりかごに残された遺留品など

- 着衣以外の「物」が置かれていた事例は、全体51件のうち36件であった。このうち親からの手紙があったものが21件あった。
- 父母等からの事後接触があったものは13件であった。

【図表 2-1-1：ゆりかごの利用状況】（平成 21 年 9 月 30 日現在）（単位：件、％）

項目	細項目	19年度	20年度	*21年度	合計	
	利用件数	17	25	9	51 (100.0)	
発見日時	曜日別	日 曜	2	6	0	8 (15.7)
		月 曜	2	1	1	4 (7.8)
		火 曜	1	4	2	7 (13.7)
		水 曜	2	3	2	7 (13.7)
		木 曜	7	2	1	10 (19.6)
		金 曜	1	5	2	8 (15.7)
		土 曜	2	4	1	7 (13.7)
	時間帯別	0 時～ 6 時	2	5	1	8 (15.7)
6 時～12 時		2	4	1	7 (13.7)	
12 時～18 時		4	9	4	17 (33.3)	
18 時～24 時		9	7	3	19 (37.3)	
性別	男	13	13	2	28 (54.9)	
	女	4	12	7	23 (45.1)	
年齢	新生児（生後 1 か月未満）	14	21	8	43 (84.3)	
	乳児（生後 1 か月以上生後 1 年未満）	2	3	1	6 (11.8)	
	幼児（生後 1 年以上小学校入学前）	1	1	0	2 (3.9)	
新生児の体重	1,500g 未満	0	0	0	0 (0.0)	
	1,500g 以上 2,500g 未満	2	5	0	7 (16.3)	
	2,500g 以上	12	16	8	36 (83.7)	
健康状態	健康	15	23	9	47 (92.2)	
	医療を要したもの	2	2	0	4 (7.8)	
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数	0	0	0	0 (0.0)	
病院から親への手紙	病院からの手紙の持ち帰りの件数	13	19	4	36 (70.6)	
遺留品	有の件数	13	18	5	36 (70.6)	
	親の手紙	6	11	4	21 (41.2)	
戸籍	熊本市が戸籍を作成した件数	9	4	0	13 (25.5)	
事後接触	接触の有無	5	6	2	13 (25.5)	
	接触の時期	当日	1	2	0	3 (23.1)
		2 日目から 1 週間未満	3	2	1	6 (46.1)
		1 週間以上～1 月未満	1	1	0	2 (15.4)
		1 月以上	0	1	1	2 (15.4)
父母等の居住地	熊本県内	0	0	0	0 (0.0)	
	九州（熊本県以外）	3	8	2	13 (25.5)	
	四 国	*1	0	0	1 (2.0)	
	中 国	2	0	2	4 (7.8)	
	近 畿	0	3	1	4 (7.8)	
	中 部	2	3	1	6 (11.8)	
	関 東	2	8	1	11 (21.6)	
	東 北	0	0	0	0 (0.0)	
	北海道	0	0	0	0 (0.0)	
	(不 明)	(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)	
親の引き取り	親が引き取った件数	2	4	1	7 (13.7)	
母親の年齢	10 代	*1	2	2	5 (9.8)	
	20 代	*3	14	4	21 (41.2)	
	30 代	*5	4	1	10 (19.6)	
	40 代	*1	2	0	3 (5.9)	
	(不 明)	(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)	
預け入れに来た者	母 親	*9	20	6	35 (68.6)	
	父 親	*4	5	2	11 (21.6)	
	祖父母	*5	5	2	12 (23.5)	
	その他	*1	6	4	11 (21.6)	
	(不 明)	(*4)	(2)	(1)	(7) (13.7)	

(注)「平成 21 年度の全項目」および「*」は熊本市公表項目に追加した項目。「※」は時点修正で同市の数値と異なる項目。また、パーセントは小数点第 2 位四捨五入のため、合計が 100%にならないものもある。<資料：熊本県>

(2) ゆりかごの利用事例の背景や事情

① 親の状況

- 親の居住地域は、39件について判明している。関東地方11件、近畿地方4件、中部地方6件、中国地方4件、四国地方1件、熊本県以外の九州地方13件である。
- 母親の年齢は、10代5人、20代21人、30代10人、40代3人と、10代から40代まで幅広い年代にわたっている。
- 母親の婚姻の状況は、既婚事例10件、未婚の事例16件であった。
- 親が経済的に困窮した状況にあると訴える事例が7例見られた。また、親が教育関係者、福祉関係者であったり、親族に保健医療関係者がいる事例があった。

② 子どもを出産した時の状況

- 医療機関で出産した事例が24件、医療機関と推測される事例4件、自宅での出産事例14件、車中での出産事例が1件見られた。

③ 子どもを預け入れに来た者

- 母親が一人で来た事例、男女で預け入れに来た事例、祖父母が預け入れに来た事例、男性のみで預け入れに来た事例などさまざまであった。

④ 公的機関との関わりの状況

- きょうだいがいる事例の中には、既にきょうだいが養育困難として乳児院に入所措置されているなど、児童相談所がその家庭に関わっていた事例が複数あった。

⑤ ゆりかごに預け入れた主な理由

- 最も多いものは、戸籍関連（戸籍に入れたくない）8件、次いで、生活困窮7件、不倫5件、未婚3件、世間体3件、その他4件となっている。

⑥ その他

- 障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった。

【図表 2-1-4：利用事例の背景にかかわる項目の情報】 (単位：件、%)

項目	細項目	19年度	20年度	21年度	合計 (%)
利用件数		17	25	9	51 (100.0)
出産の場所	医療機関	7	13	4	24 (47.1)
	医療機関 (推測)	1	3	0	4 (7.8)
	自宅	2	9	3	14 (27.4)
	車中	1	0	0	1 (2.0)
	不明	6	0	2	8 (15.7)
ゆりかごまでの 主たる移動 (交通) 手段	車 (自家用車)	6	9	6	21 (41.2)
	航空機	1	6	0	7 (13.7)
	新幹線等鉄道	5	7	3	15 (29.4)
	その他 (上記以外)	0	0	0	0 (0.0)
	不明	5	3	0	8 (15.7)
母の属性	既婚 (婚姻中)	5	5	0	10 (19.6)
	離婚	4	6	3	13 (25.5)
	未婚	1	11	4	16 (31.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
家庭の状況	ひとり親家庭	3	7	1	11 (21.6)
	その他	14	18	8	40 (78.4)
きょうだいの有無	あり	9	12	3	24 (47.1)
	(うち3人以上)	5	2	0	7 (13.7)
	なし	1	10	4	15 (29.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
子どもの実父	母親と婚姻中 (夫)	5	2	0	7 (13.7)
	母親と内縁関係	2	1	1	4 (7.8)
	その他 (恋人等)	0	9	2	11 (21.6)
	その他 (詳細不明)	3	4	2	9 (17.7)
	実父に別の妻子あり	0	6	2	8 (15.7)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
ゆりかごを利用 した主な理由 (預け入れに来た者 からの聞き取りなど を基に児童相談所 において主な理由と判 断した項目で分類)	生活困窮	2	5	0	7 (13.7)
	親 (祖父母) 等の反対	0	0	1	1 (2.0)
	未婚	0	3	0	3 (5.9)
	不倫	0	3	2	5 (9.8)
	強姦	0	0	0	0 (0.0)
	世間体	1	1	1	3 (5.9)
	戸籍 (に入れたくない)	1	6	1	8 (15.7)
	パートナーの問題 ⁽¹⁾	0	1	1	2 (3.9)
	母親のうつ・精神障がい	0	1	0	1 (2.0)
	友人の勧め	0	1	0	1 (2.0)
	養育拒否	1	0	1	2 (3.9)
	その他 ⁽²⁾	3	1	0	4 (7.8)
	不明	9	3	2	14 (27.4)

※平成 21 年 9 月 30 日現在判明分

<資料：熊本県>

(1) パートナーが子どもを認知しないことやパートナーの浮気が預け入れの理由となったもの。

(2) いずれの項目にも属さないもの (子どもに障がいがあることで養育困難と訴えたものを含む)。

(3) 預け入れられた後の子どもの状況

① 本県内での子どもの養育

- 熊本県中央児童相談所が措置した子どものうち、親が判明し親元の児童相談所にケース移管したものの以外の事例 13 件については、県内の乳児院や里親の下で養育されている。
- 施設の職員からは、子どものケアにあたって家庭環境などの情報がほとんどないため、適切な養育と援助を行っていくうえで苦慮するとの訴えが出されている。
- 特別養子縁組に至ったものはなく、その手続きに入ったものもない。

② 親が判明したケースの移管

- 親が判明するきっかけは、預け入れた後に相談等があった場合、その後連絡をしてくる場合、手がかりを残していく場合などである。
- これまでに親が判明し接触・相談ができたもの 39 件のうち 38 件については、親の居住地の児童相談所にケースを移管した。それらは、家庭での養育が困難で施設入所などになったものが多かったが、家庭引取りとなったものも 7 件あった。
- 実親の居住地の児童相談所にケース移管した事例の中には、実親の同意を得た後に家庭裁判所の審判を経て、特別養子縁組が成立したものが 1 件あった。

2. ゆりかごの利用状況の総括

(1) ゆりかごの利用事例の全体的な傾向

① 年度別の変化

- 平成 20 年度は、平成 19 年度と比較して、「利用件数が増加した」「男女比がほぼ同数に近づいた」「母親の年代が若年化した」「既婚事例が減少し未婚事例と不倫事例が増加した」「自宅出産の割合が高くなった」「親の判明率が高まった」などの変化があった。

② 項目毎の関連

- 引き取りにつながりやすい要因は、「経済状態・就労が安定している」「正式な婚姻関係にある」「子どもが第 1 子である」ことの 3 点である。
- 養育を拒否する要因は、「経済的に困窮状態にある」「婚姻以外の関係にある」「ゆりかご利用以前に公的機関と接触を持っている」などの点である。

(2) ゆりかごの利用状況の総括

- 特徴的なものは、「広域からの利用がある」「自宅での出産が多い」「主たる交通手段は公共交通機関も少なくない」「祖父母が預け入れに来た事例が少なくない」「親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例があった」、一方で、「親族や友人にも相談できずに、孤立したまま、預け入れに来ている事例があった」「親や親族が安定した職業に就いている事例があった」、また、「生活の困窮を訴える事例も見られた」ことなどである。

第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

【第3章の主な内容と要点】

- 第3章では、慈恵病院での相談事例の総括をするとともに、ゆりかご事例との比較を行った。また、妊娠・出産にかかる全国の相談窓口の設置状況についても考察を行った。
- 第3章の要点は、次のとおり。
 - ・ 慈恵病院の相談窓口には、年間約500件の相談が寄せられている。そのうち、5割程度が県外からの相談である。また、「思いがけない妊娠」についての相談が約3割で最も多い。
 - ・ 病院相談事例の特徴は、「広域の相談も多い」「思いがけない妊娠や中絶に関する相談がある」「妊娠中の相談や出産直後の相談など、緊急な対応が必要と判断される事例がある」ことなどである。緊急対応を行った事例が、平成19年度、平成20年度の2年間で79例あった。
 - ・ 全国の自治体では、妊娠・出産にかかる独自の相談窓口を設置しているが、慈恵病院と同様の24時間の匿名での電話相談窓口を設置しているところはない。

1. 慈恵病院での相談対応の状況と背景

(1) 病院での相談対応の状況

① 相談の実績

- 慈恵病院では、平成18年11月から24時間無料電話相談を開始した。新規の相談件数は平成19年度501件、平成20年度472件であり、県内外から多くの相談がある。
- 平成19年度では、全体501件のうち、県内からの相談170件、県外からの相談250件である。

② 相談対応の体制

- 24時間電話相談については、3人の相談員（助産師）で対応がなされている。

③ 相談の概要

- 平成19年度の方法別相談件数は、電話440件、来所48件である。時間帯別相談件数は、午前9時から午後5時までが302件、午後5時から夜12時までが140件である。
- 相談者の年齢別件数は、年齢順に、15歳未満8件、15～18歳未満18件、18～20歳未満36件となっている。未婚・既婚別件数では、既婚（婚姻中）179件、未婚162件、離婚47件の順になっている。
- 相談内容別件数は、思いがけない妊娠についての相談が164件と最も多く、妊娠・避妊に関する相談90件、出産・養育についての相談67件などである。

④ 相談対応の状況

- 病院においては、できるだけゆりかご利用に至る事前の相談の段階で援助や問題解決に導くことを目指している。
- 緊急な対応を要したケースは、平成19年度53件、平成20年度26件、合計79件であった。こうした中には、ゆりかごと密接に関連するものが、約1割（9件）見られた。
- 特別養子縁組で養親となることを希望する相談のうち54件は、特別養子縁組あっせん

関係者を介して、特別養子縁組の手続きに入っている。

(2) 病院相談事例の特徴

① 病院相談事例の特徴

- 病院相談事例の特徴は、「妊娠している本人からの相談が多い」「広域からの相談も多い」「思いがけない妊娠や中絶に関する相談がある」「妊娠中の相談や出産直後の相談など、緊急な対応が必要と判断される事例がある」などである。

② 病院相談事例とゆりかご事例の比較

- 両者に共通する点は、「関東地方なども含め広く全国からの利用となっている」「思いがけない妊娠に悩む場合などリスクの高い事例が多い」などである。
- 両者で異なる点は、病院相談事例では、「県内からのものが4割程度を占めている」が、ゆりかご事例では、「親の居住地が判明しているものはすべて県外である」などである。

③ 病院の相談窓口によくの相談が寄せられている理由

- 相談が多い理由は、「利用者に対して病院ならではの安心感を与える雰囲気がある」「悩める人にとって相談しやすく、専門的な見地から適切な対応ができていいる」などである。

④ 病院相談業務で苦慮している点

- 相談者などの生命、身体に急迫した状況が認められる場合の対応、特別養子縁組を希望する相談者とあっせん事業者との仲介を行う取組などに苦慮している。

2. 妊娠・出産にかかる全国の相談窓口の設置状況

(1) 熊本県・熊本市における相談対応状況

- 熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に専用電話回線を設けるとともに、匿名での出産・養育に関する相談対応の周知を図った。また、熊本市においても、ゆりかごの開設と同時期に、24時間の電話相談窓口を設置した。
- 平成20年度の相談件数は、熊本県204件、熊本市594件である。いずれも緊急対応を伴わない相談であるが、多くの相談が寄せられている。

(2) 全国の相談窓口の設置状況

- 全国の自治体66で、独自の相談窓口を設置しているのは、全体の3分の1にあたる22自治体である。

第4章 ゆりかごに深く関連する子どもの状況と制度

【第4章の主な内容と要点】

- 第4章では、子どもの遺棄の状況について考察するとともに、養子縁組の状況を整理した。また、妊娠・出産・養育支援にかかる全国の実績状況も整理した。
- 第4章の要点は、次のとおり。
 - ・ 子どもの遺棄については、平成13年度から平成18年度は年間平均34人程度であったが、平成19年度は66人と大幅に伸びた。
 - ・ 棄児事例では、医療機関以外での出産事例が多いことなど、ゆりかご事例との共通点が多い。
 - ・ ゆりかご事例で、特別養子縁組について家庭裁判所でどのような判断がなされるか予測がつけにくいという課題がある。
 - ・ 妊娠・出産・養育支援については、新生児里親委託の実績（愛知県）をはじめ全国でさまざまな実績がなされている。

1. 子どもの遺棄・嬰兒殺の状況

(1) 子どもの遺棄の状況

① 全国の棄児数の推移

- 全国統計がとられていない期間で、平成13年度から平成18年度は年間平均34人程度であったものが、平成19年度は66人と大幅に伸びた。

② 全国の棄児の特性（平成18年度）

- 熊本県が調査した平成18年度の棄児33事例のうち、性別は、男児15人、女児18人、遺棄された場所は、病院敷地内8人、屋外・路上7人、集合住宅周辺6人、民家の前4人、年齢は、生後1日（出産直後）15人、生後1週間以内9人となっている。

③ 九州管内の棄児の状況とゆりかご事例との比較

- 棄児事例の背景等については、母親の年齢が若年層に限定されず広がりが見られること、きょうだいのいる事例が多いこと、医療機関以外での出産事例が多いことなど、ゆりかご事例と共通する点が多い。

(2) 嬰兒殺の状況

- 全国で嬰兒殺として警察が認知している件数は、最近の10年間やや減少傾向にある。ゆりかごが設置される前年度の平成18年度は21件であった。

(3) その他の考慮すべき事例

① 熊本市内での嬰兒殺事例

- 平成19年12月、熊本市内で新生児死体遺棄事件の発生が確認された。

② 佐賀県での新生児死体遺棄事例

- 平成19年12月に、佐賀県内で、新生児を遺棄したとして、20代の母親が逮捕された。

③ 熊本市内での幼児置き去り事例

- 平成19年12月、熊本市内の商業施設に置き去りにされた女児が、閉店後に発見された。

④ ゆりかごの利用を回避できた事例

- 県外に居住する未婚女性が一人で自宅出産した新生児を、ゆりかごに預けようと熊本に連れて来たが、慈恵病院に行く前に思い直し、友人に相談した。子どもは保護された。

2. 養子縁組の状況

(1) 特別養子縁組と養子縁組

① 特別養子縁組制度

- 特別養子縁組は、思いがけない妊娠により出生した児童の福祉を図る方法としても、制度がかなり定着しているとされる。

② 棄児の場合の特別養子縁組

- 児童相談所が関与する遺棄児童の特別養子縁組事例では、平成13年度から平成19年度の61事例のうち、手続き中の3事例を除き、すべて縁組が成立している。
- ゆりかご事例で親が判明しないケースの棄児については、前例がないため、家庭裁判所でどのような判断がなされるのかは明確な予測がつけにくい。

③ 普通養子縁組

- ゆりかご事例についても、特別養子縁組の申立ができる6歳をこえた場合や里親の下で18歳まで養育をされた後、普通養子縁組を結ぶ場合も考えられる。

④ ゆりかご事例と特別養子縁組

- 親が判明し親元の児童相談所にケース移管したゆりかご事例のうち1件について、実親の同意に基づき、平成21年4月に特別養子縁組が成立している。

(2) 国際養子縁組

- 国際養子縁組は、平成19年度601件となっている。

3. 妊娠・出産・養育支援にかかる全国の実態

① 相談体制・相談方法

- 妊娠・女性の健康に係る専門の相談窓口、母子健康手帳の活用、ワンストップの相談窓口などの取組がある。

② 福祉・保健・医療間での連携による支援

- ハイリスク妊婦の情報提供・情報交換の取組がある。

③ 妊娠期・出産期における支援

- 産後うつ等への対応、極低出生体重児、未熟児、多胎児の場合の支援、疾病を有している場合の支援、経済的な支援、家庭訪問事業などの取組がある。

④ 里親・養子縁組での取組

- 新生児里親委託の取組などがある。

⑤ 教育・啓発による支援

- いのちを大切に育てる教育、ふれあい体験事業などの取組がある

⑥ その他

- 緊急避難的に子ども(母子)を預かるシステムとしては、一時保護所や施設等への委託、シェルター等の活用により行われている例がある。